

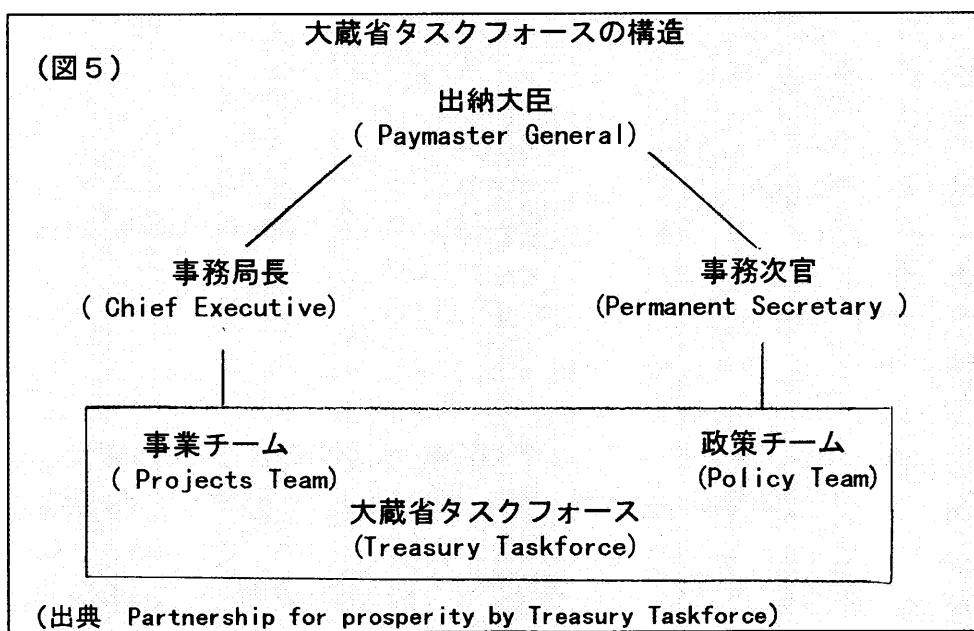
第5章 関係機関

ペイツ・レビューに基づき、PFIにおける推進体制が強化されている。

第1節 大蔵省タスクフォース (Treasury taskforce)

PFIによる事業を推進するためには、事業主体である各省庁が自らの事業に対して最終的な責任を有することになるが、現時点では知識の蓄えが不十分であるといわれている。そこで、PFIを強力に推進するためには、専門的知識を有する推進プロジェクトチームが必要であり、しかも、将来的には手続きが簡素化されどのような団体でもPFIによる事業を実施できるようにモデルづくりが必要であるとペイツレビューで勧告されている。

そこで、1997年9月、大蔵省内に、全省庁のPFI事業を統括する大蔵省タスクフォースが設置された。この組織は、大きくは、民間部門からの専門家を中心に事務総長を長にした「事業チーム(Project Team)」と事務次官の下にある「政策チーム(Policy Team)」に分けられ、最終的には出納大臣が所管することになっている(図5)。



1 事業チーム

事業チームは、シティと呼ばれる金融界などの民間部門からリクルートされたPFI専門家からなる少数精銳グループである。ここは、省庁やエイジェンシーに対して、

商業ベースの技術的指導を行うことになる。

そして、不必要的入札費用を減少させ、より良い商取引の機会を最大限に活用するために、事業チームは、重要事業の調達手続きが始まる前に、事業が商業的に成立するかどうかを検討し、問題がなければ事業の実現可能性を保証することを業務とする。

この際に、事業チームが検証する主な項目は、表9のとおり。

また、事業チームは、重要事業の進捗状況を監察し、問題があれば、より事業が円滑に行われるよう指導することになる。

将来的には、各省庁が事業チームの協力を必要とせずに事業を展開できるだけのノウハウを有することが目的となっている。そこで、その目的が達成すると思われる1999年末までには、事業チームは解散する予定であるが、この点について、現在、再度ベイツ氏による見直しが行われている。

重要事業 (Significant Project)

PF1を効果的に実施するために、タスクフォースに対して重要事業の要件を定め、重要事業を選定し、その重要事業が調達手続きに入る前に、商業的実施可能性を検証するように、ベイツ・レビューで勧告されている。

そこで、タスクフォースは、1998年2月10日に、重要事業の要件を定めるとともに、52事業を重要事業として認定している。

重要事業と認定されるためには、少なくとも次の4つの要件のうち、一つを満たさなければならないことになっている。

- 大規模な事業であること
- 有名な (High Profile) な事業であること
- 応用しやすい事業であること
- 革新的な事業であること

さらに、同年10月21日には、30事業を追加し、合計で重要事業数は82となっている。事業名一覧については、付録のとおり。

2 政策チーム

政策チームは、PF1やPPP_sに関する法律や規則の改正、制定を行う。また、ある省庁で別の省庁が実施した類似する事業を行う場合に、同じような課題を一から考え直したり、同じような失敗を繰り返したりしないように、さらには、以前のやり方と矛盾しないように、事業チームと協力して、モデル手続きを発展させることを主要な目的とする。

具体的には、実際の事例に基づいた事業実施の方法を参考にして、PF1事業における手続きの流れやリスク移転といった一般原則の策定と、手引き類の作成をする。また、政策チームは、政策の見直しを行うために、民間部門と頻繁かつ積極的な打ち合わせを行っている。

3 PFI図書館

PFI関連の資料を中心に集めた図書館で、1998年6月1日に設立している。運営は、政策チームが行い、将来的には、この図書館による情報提供とあわせて、弁護士費用や入札費用、交渉時間がモデル事業の普及により大幅に減少することが見込まれている。

この図書館は予約制で、原則として閲覧が可能となっている。図書の目録はインターネットのホームページに掲載されているので、必要文献をアポイントを取る際に図書館側に伝える。商業上の秘密から、民間部門に対しては、公開しない情報もある。

4 情報提供、会議、職員研修

タスクフォースは、現在、インターネットを活用した情報提供、PFI会議の開催、そして職員研修をPPPにより実施している。この結果、タスクフォースからの支出を必要としないで、情報提供や研修を実施することが可能となっている。

タスクフォースのホームページのアドレスは次のとおり。

<http://www.treasury-projects-taskforce.gov.uk/>

第2節 4Ps（パブリック・プライベート・パートナーシップス・プログラム）

前述の大蔵省タスクフォースが、主に中央省庁におけるPFI事業推進体制の強化のためにあるのに対して、4Psはイングランドの地方団体の事業の推進に当たることになる。

この4Psは、PFIや他のパブリック・プライベート・パートナーシップを通じて地方団体レベルで実施されるパートナーシップによる事業の増加を目的に1996年4月、イングランド・ウェールズ地方団体協議会（Local Authority Association、1997年4月からは地方団体協会Local Government Association）内に設置された。

4Psは、地方団体が実施する民間とのパートナーシップによる事業の中から、草分け的事業（Pathfinder Project）を認定し、それを効果的に行うために地方団体に協力している。この草分け的事業は、今後他の地方団体によってモデルとして活用されることになるが、30事業中27事業がPFIの手法を取り入れてPRGの承認を受けたか、あるいは、承認を受けるべく進行中である。

草分け的事業として4Psから承認されるためには、次の要件が必要となる。

●事業の潜在的要素

成功しやすいこと

他でも応用しやすいこと

●ビジネス的要素

需要と利益が証明されていること

資金調達及びサービス提供手段について代替手段を十分検討していること

技術的に実施可能であること

財政的に調達の可能性があること

他でも応用されやすい特性がある事業であること

大蔵省タスクフォースと同様に、4Psは、各省庁と共同して、ケーススタディー報告書やガイドブック、その他の手引き類を通じて情報提供を実施している。

なお、PFI事業に対して地方交付金（revenue support）を獲得しようとする地方団体は、所管省庁に事業計画概要書を提出することになっている。そこで、4Psは、各省庁や大蔵省タスクフォース事業チームと密接な関係をとり、地方団体の個別の事業がPRGから承認される可能性を高めるなど、地方団体の代弁者としての役割を果たすことになる。

第3節 事業評価グループ（PRG、Project Review Group）

イングランドの地方団体の事業承認のために、大蔵省内に事業評価グループ（PRG）という内部組織を発足させている。このグループは、大蔵省タスクフォースが議長を務め、当該事業の所管省庁の職員がメンバーとなる。また、4Psも構成員となっており、すべてのPRG会合に出席する。

会合は年間を通して定期的に開催され、サポートを必要とする事業について検討が行われる。

PRGは、補助金の交付を受けるすべての地方団体のPFIが、調達手続きに入る前に商業的に成立するかどうかに力点を置いて審査し、問題がなければ承認する役割を有する。その承認は、地方団体の事業がOJEC（第6章第6段階参照）の公告を通じて調達手続きに入る前に行われる。

この承認の他に、PRGは自ら承認した重要事業の調達過程をモニターする。

なお、地方団体が、国からの補助金を受ける手続きについては、第7章第2節で説明する。

第4節 英国会計検査院（National Audit Office）

英国会計監査院は、政府からの独立した機関で、政府や他の公共部門の事業について、経済性（economy）、能率性（efficiency）そして効率性（effectiveness）を確

保する適切な仕組みで行われているかどうかについて確認を行い、その結果を国会に報告することになっている。

PFIとの関係では、PFIを従来の手法からの脱却と位置づけ、代表的な事業が適切に実施され、かつ、VFM（経済性、能率性、効率性）が達成されるかどうかという観点からチェックを行い、その結果は、公開される。

さらに、個々の事業が、会計処理上適切に取り扱われているかどうか財政担当監査官によって確認が行われる。

1998年1月現在では、スカイ橋建設運営事業（The Sky Bridge）、国民保険登録システム事業（National Insurance Recording System）、道路建設運営4事業（The First Four DBFO Roads Contracts）、刑務所建設運営事業（Bridgend and Fazakerley Prisons）について、報告が行われている。

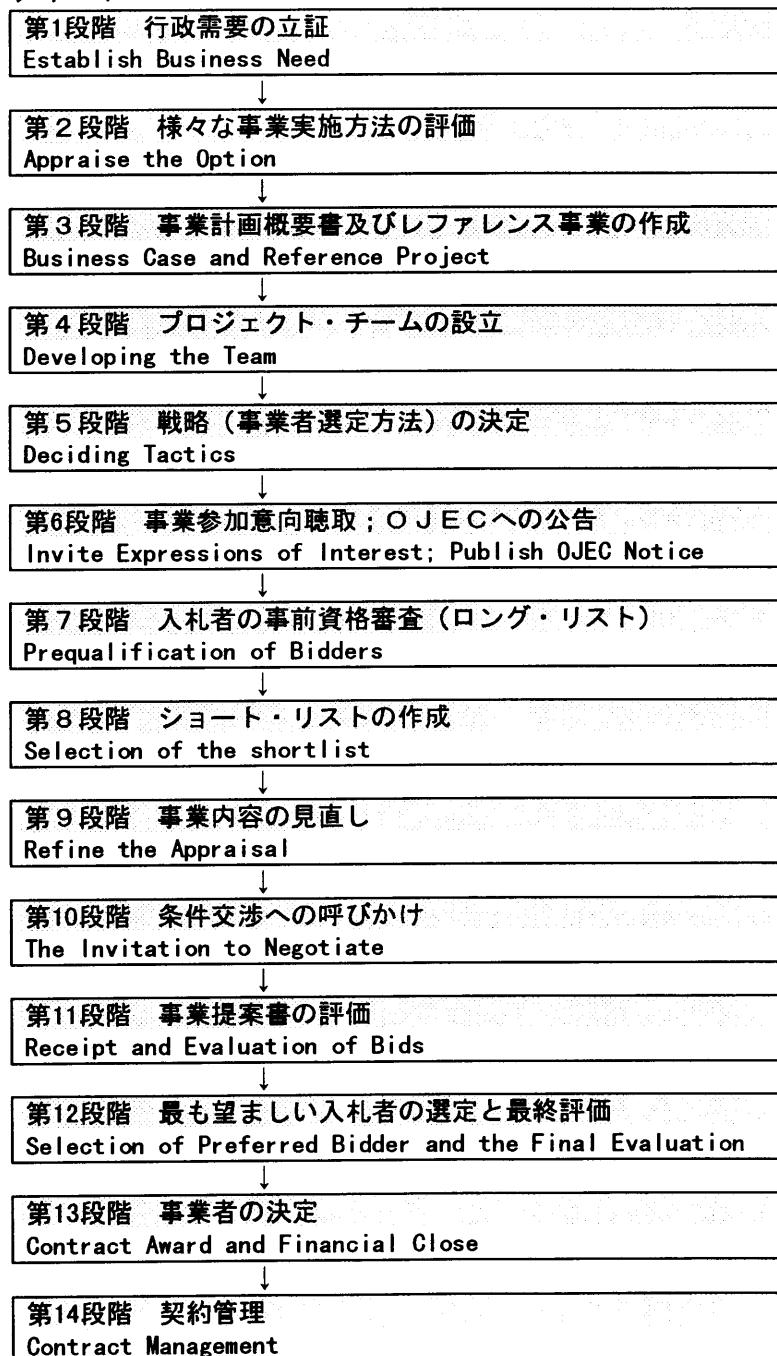
タスクフォースによると平均して15%の費用削減効果があったといわれている道路建設運営4事業について、会計検査院はその評価が誇大なのではないかとの発表をしている。会計検査院によると、PSCを作成する際に現在価値に引き直すためにディスカウント・レイトというものを使用しているが、その数値の設定が不適切だったことが一因としている。

なお、一般的には、公共部門は民間部門よりも安価に借入をすることができるといわれている。そこで、民間部門が資金調達を行うPFIにおいては、資金調達という点だけに着目するのではなく、契約全体というパッケージにしてVFMが達成されるかどうかという観点から検証が行われることになる。

第6章 事業の進め方

PFIによる事業の進め方は、大蔵省タスクフォース発行の「Step by Step Guide to the PFI Procurement Process」によると次のフローチャートのとおり14段階のステップを踏むことになる。ただし、この流れは、あくまでもモデルであり、必ずしも従わなくてもよいことになっている。

<フローチャート>



第1段階 公共部門の行政需要（ビジネス・ニーズ）の立証

新たに社会資本整備をする場合に、どのような手法で実施するにせよ、そもそも新たな社会資本整備が必要なのかどうか十分検討しなければならない。

第2段階 様々な事業実施方法の評価

第1段階の結果、いずれの方法にせよ新たな社会資本整備が必要であるという結論に至った場合、今度は、事業を実施する可能な選択肢（事業実施方法）を検討することが必要となる。その際、従来の方法とは異なった新たな手法も選択肢の一つとして加えることが必要である。

この選択肢を策定する際に公共部門が注意しなければいけない点は次のとおり。

- どのような規模の事業をどの部局がどのように関係して事業を行うのが適切か、明確な線引きを行い、事業規模を決定する
- 実際の財政支出限度額を常に考慮に入れる

第3段階 事業計画概要書及びレンタリング事業

第2段階の選択肢の評価の結果、事業規模が決定され新たな社会資本整備が必要との結論に至った場合に、はじめて、PF1による事業実施の可能性を探ることになる。

この場合、事業計画概要書(Outline Business Case)を準備することになる。この事業計画概要書は、各省庁PF1担当部局および地方団体から大蔵省タスクフォースの事業チームに提出され、当該事業計画が商業的に成立するかどうか検討するために必要である。

事業計画概要書は、次の事項を記載することになる。

- アウトプット仕様書 (Output Specification)
施設や資産の定義ではなく、サービスの内容の定義
- 第2段階の様々な事業実施方法との比較検討結果
PF1による手法が適切であるという比較検討結果を記載しなければならない
- レンタリング事業

当該アウトプット仕様書に対する実施可能な事業計画。資本投資、運営、維持管理そして付随的なサービスの内容、必要十分な総事業費が記載される。

この事業費の算出に当たっては、リスクに起因する費用や過去の経験からの費用超過見込み額（コスト・オーバーラン等）も含めることになる。

レファレンス事業を策定する目的は、事業の早期計画段階でリスクを認識し費用化することにより、財政面の確認をしないままむやみに事業を検討することによって生じる無駄を省くために、あらかじめ財政面の検討をして、事業の実現可能性を検討しておくことにある。

レファレンス事業とPSC

レファレンス事業とPSCの区別は不明瞭な場合も多い。しかし、この2つは、次の目的から考えて、明確に区別しておくことが大切である。

- レファレンス事業：事業自体が財政的に実施可能かどうか（公共部門が支払い可能かどうか）確認するためのステップ
- PSC：ある特定の事業方法が、VFMを達成できることを証明するための比較指標

レファレンス事業は、若干の修正を加えることにより、公共部門比較指標（Public Sector Comparator, 以下「PSC」）として利用することも可能である。なお、PSCは、できる限り、この段階までに策定しなければならない。

PSCとは、PF1以外の手法によってアウトプット仕様書の内容のサービスを提供しようとする際に公共部門が支出しなければならない費用の見積もりである。この見積もりには、PF1では民間部門に移転するが、PF1以外だと公共部門が負わなければならないリスクは、すべて費用化してコストとして見積もりに算入することになる。そこで、レファレンス事業で考えられるすべてのリスクを分析し、そのコストを配分することにより、PSCを策定するのである。

このような方法は、PF1の手法が一般的に行われるようになると、より容易になるが、現時点では、官民ともに十分なノウハウがないのが現状である。そこで、多くの場合、PSCの策定方法としては、従来の事業の手法による建設費、維持管理費というように、それぞれ個別にかかる事業費を算出して、積み上げることがより容易である。

この検討の結果、当該レファレンス事業では、財政的に実施困難と判明した場合には、第2段階に戻り、事業規模を縮小または拡大するなどして、実現可能なレファレンス事業が生み出されるまで、他の方法を探すことになる。

また、この時点では事業計画案が十分に定義されていないことも多く、また民間部門が公共部門の需要に十分応えられるかどうか不明確な場合が多い。場合により、公共部門は、正式なPF1調達手続きに入る前に、民間部門の意見を確認することが必要といわれている。

第4段階 プロジェクト・チームの設立

事業計画概要書が整うと、正式な調達手続きを始めることができる。この手続きは、EC及びイギリスの関連法令に違反してはならないのは、当然のことである。

まず、PF1調達のためのプロジェクト・チームを設立することになる。チームの

一つの例としては、フルタイムの事業マネージャーを長とした「調達チーム」と、意思決定の権限を有する「事業推進委員会」の組み合わせが考えられる。この構成員は、職員及び公共部門の関連機関（内部監査官を含む）からなる。特に職員としては、部局長クラスが構成員となり、プロジェクト・チームがより強力に事業を推進できるようにする体制を整えなければならない。

また、PFⅠは、専門知識を有する民間の共同企業体との交渉により進められることから、PFⅠに精通する弁護士や会計士といった外部アドバイザーを任命し、民間部門と対等に交渉できるだけの専門技術を有することが必要である。

プロジェクト・チームの構成員がすべて任命されると、事務分掌を明確に定めることになる。また、内部的に進捗状況を管理するために予定表を作成し、規律を保つことが望ましい。しかし、この場合にも、民間部門を拘束しないように柔軟性を持たせることが必要である。

第5段階 戦略（事業者選定方法）の決定

民間部門に対して情報を公告する前に、公共部門は、調達手続きに関する戦略を策定しなければならない。

つまり、

- ①当該事業に応募してきた民間部門を選定する過程を何段階に分けるのが最も適切か
- ②それぞれの段階において、応募者の選定や交渉のために必要な情報は何なのか明確な計画を立てることが重要である。

具体的には、

- 事前資格審査（ロング・リストのための選定）に必要な情報は何か
- 全ての費用見積もりが記載された提案書の提出をいつ求めるのか
- 最も好ましい入札者（Preferred Bidder）をいつ選定するのか

正式な入札のための準備は、官民双方にとって非常に煩雑で、特に民間部門にとっては時間や資源、費用の面で負担が大きい。そこで、先ず企業の一般的な体力や能力を判断するための事前資格審査をし、これを通過した応募者を「ロング・リスト」に登録する。次に、事業の具体的実施能力を審査し、通過した応募者を「ショート・リスト」に登録する。その上で最終入札を実施することが望ましい。なお、「ショート・リスト」は、最小の数に絞られなければならなく、一般的には、3業者、多くとも4業者といわれている。

2段階の選定方法（ロング・リストとショート・リスト）、つまり、事前資格審査によるロング・リストへの登録は、多くて最大6業者が望ましい。

第6段階 事業参加意向聴取；O J E Cへの広告

正式な調達は、O J E C (the Official Journal of the European Communityの略)に公告することから始まる。その内容は、P F Iの手法により事業を実施するという事実を含んだ、事業計画の概要を掲載する。その際、民間部門の財政面及び技術面における企業の体力を評価するために使う基準を示すこと、また、調達手続きはE Cの規則に従って行われること、などの内容を掲載する。

ペイツ・レビューは、事業が財政的にも商業的にも十分な実行可能性が証明されていないと、調達手続きに入ってはいけないと指摘している。それを満たすための必要条件は、次のとおり。

- 事業主体がP F Iによる調達手続きを採用するということを公式に表明していること
- 独立したアドバイザーが、当該事業計画は財政的に問題ないと保証していること
- 最新のアウトプット仕様書案については、基本部分について具体的に規定されていること（今後の交渉により、変更の可能性はある）
- 公共部門による利用料支払いのための財源確保計画書案があること（民間部門に、公共部門が全契約期間に渡る支払いを保証すること）
- 最新の契約条項案及び利用料の算定方法案があること
- ロング・リスト及びショート・リストの選定基準が明確にされていること

第7段階 入札者の事前資格審査（ロング・リスト）

O J E Cへの公告により参加意向を示した者は、公告に従った書類を提出することになる。公共部門は、それを元にして、一般的な技術的能力や経験、財政力等について、資格審査を行う。審査通過者は、ロング・リストに登録される。

第8段階 ショート・リストへの登録

事前資格審査を通過した応募者に対しては、ショートリストへの登録のために、さらなる審査が行われ、この段階で、候補者は多くとも4業者に絞られる。審査に際しては、例えば、リスクの受け止め方や資金調達方法、また場合によっては提示価格など具体的に応募者が事業を実施するための情報の提出を求めることがある。

なお、サービスの内容を規定したアウトプット仕様書の詳細は、第9段階まで決ま

らない。そこで、この段階で参考までに費用の提示を求めることが考えられるが、あくまで参考にとどめておくべきである。

選定候補者名簿からもれた応募者に対しては、直ぐにその旨を報告すべきである。

応募者の提案内容に関する秘密は必ず守られなければならない。

第9段階 事業内容の見直し

次の段階である交渉条件への呼びかけ（Invitation to Negotiate, ITN）の前に、これまでの交渉を通じて得た知識や情報を再確認し、生じた問題点等を洗い直すことにより、必要があれば、再度、事業計画概要書やPSCを策定し直すことになる。

事業計画概要書及びPSCを見直した後、財政的な実施可能性を再確認しなければならない。また、見直しをしたことは、当然、応募者に連絡しなければならない。求められるサービスを支払い可能な値段で提供するような入札計画を建てるのは、応募者に任せている。

第10段階 条件交渉への呼びかけ

条件交渉への呼びかけの際に公共部門が渡す書類（条件交渉用書類）には、次のことが記載されていなければならない。

- サービスの内容（アウトプット面）
- 事業規模の制約
- （望ましい契約期間や支払い方法を含んだ）契約条項
- 交渉日程及び事業提案書の提出時期
- 入札に対する評価基準
- 一入札者が複数の異なる提案（契約期間、リスク移転等の面）ができる可能性

民間部門に必要と思われる書類は、できる限り情報提供することが重要である。民間部門は、条件交渉用書類だけでは、十分に公共部門の意図を理解することができない場合もある。そこで、公共部門は、情報提供として、ショート・リストの登録者に、事業計画概要書及び（または）PSCを公開するかどうかを検討しなければならない。

応募者に、「標準提案書（Standard Bid）」の提出を求め、それぞれ共通の交渉の出発点を確認することも有効である。しかし、この場合には、「標準提案書」はあくまでもリスク移転や契約期間など今後の交渉を具体的に進めるための一つの提案にすぎず、公共部門が最終的に求める内容のものではないことに注意すべきである。

この期間に、十分に協議することにより、条件交渉用書類だけでは説明できないよ

うな詳細な情報について、公共部門が説明する機会ができるとともに、応募者はアウトプット仕様書の基準を満たすような革新的な方法を模索することが可能となる。

この間の交渉内容について、原則として非公開とされている。しかし、サービスの定義を変更するようなことになった場合には、その内容はすべての応募者に知らされなければならない。

条件交渉用書類を配布した後に、応募者がその内容を理解するために十分な時間を与える。その後、事業提案書の提出を求める前に、応募者との交渉の時間を設けることになる。このように、早期に交渉をすることにより、より適切な事業提案書が提出されると共に、時間の浪費を防ぐことも可能となる。

また、今後の交渉日程を応募者に知らせ、応募者が自らのプランを練られるようにすることも大切である。

公共部門は、事業提案書を評価する基準を示さなければならぬ。この段階で、再度応募者の事業実施能力等を評価基準に入れることは、原則としてできない。

この段階では、応募者は、事業の趣旨を理解した後に書類を作成しなければならないので、3か月から4か月かかる場合もある。公共部門は、この時間を最初から日程に入れておかなければならぬ。

第11段階 事業提案書の評価

提案書が提出されると、プロジェクト・チームは、それがVFMを達成し、しかも、財政面でも実施可能かどうか検討することになる。

公共部門は、条件交渉用書類に記載した内容や基準にしたがって、事業内容を評価することになるが、一入札者から複数の提案書が提出されている場合などもあり、引き続き入念な交渉が必要となる。そして、この段階においても、事業の趣旨にあうような修正が必要となるので、市場の競争原理を働かせるために、複数の入札者を確保している間に、契約案の条項についてなるべく多く合意しておくべきである。

最後に、最終事業提案書(best and final offer, BAFO)を提出するように、それぞれの応募者は求められる。この最終事業提案書においては、具体的に明記されたリスク配分を出資者が納得している旨の記述が必要である。

この提案書が提出されると、最も望ましい入札者及び第二順位の入札者が選定される。

第12段階 最も望ましい入札者の選定と最終評価

最も望ましい入札者が選定されると、再度VFM及び財政的実行可能性の基準に基

づいて確認することになる。

- 財政的に実施可能であること、または、交渉により調達の可能性があること。
- PSCが最終的に調整されていること；PSCが指標として使われている場合には、財政担当者は入札費用とPSCを比較・検証することになる。そこで、PSCは、最終的なリスク移転の結果をすべて費用化して算出したものが必要となる。

公共部門は、それぞれの段階で出資者が応募者と適切に協議を進めているか確認することが必要となる。

また契約締結までは、市場の競争原理を働かせるために、第二順位の入札者を確保していなければならない。

監査員に会計上の取り扱いを確認する事が望ましい。

第13段階 事業者の決定

この段階になると、最も望ましい入札者及びその下請け企業、そして出資者（銀行）の間では、商業面で主な事項について合意が成立しているのが通常である。契約書の作成に当たっては、出資者及び下請け企業の弁護士も関わっているおり、コンソーシアムに参加しているすべての企業は、様々な下請け契約や出資契約の主な契約条項や、内部的なリスクの分担について合意していることになる。

つまり、最も望ましい入札者が選定された段階で、多くの商業面での事項は解決しているといえる。

しかし、今後のスケジュールや建設及び運営に関する下請け契約書や出資に関する書類など、この段階では、事業実施の際に必要となる書類作成が必要となる。

実際には、事業者の決定及び出資に関する調整の終了（financial close）は、同時にことが多いが、契約の最終段階であり、慎重に進めなければいけないので、4か月前後かけることが望ましい。

契約書にサインが取り交わされると、その旨をOJECに公告しなければならない。

第14段階 契約管理

契約の管理は、調達手続きとはまったく別の流れになる。今までとある程度の一貫性は必要だが、契約を管理するために、新たな手続きやシステム、そして運営責任が生じてくる。

契約構造は、公共部門と民間部門との間の新たな長期に渡る運営や管理についての原則が定義される。

第7章 地方団体とPFI

第1節 地方団体におけるPFIと資本財政規則

1 資本財政規則 (Capital Finance Regulations) について

地方団体の事業の場合、国から補助金の交付を受けるかどうかという問題が、計画段階で生じてくる。補助金の交付を求めようとする場合には、資本財政規則に従うことになる。

この規則によると、民間部門がサービス提供に関する十分なリスクを負い、しかも、より効率的にサービスを提供するというような、ある一定の要件を満たすことにより、政府からの追加補助金を得られたり、会計上の処理が地方団体にとって有利に取り扱えるようになる。

さらに、この規則は地方団体におけるPFIの特徴の基本的な考え方を把握する上でも有効である。具体的には、次の(1)の4つの基本原則や、規則16条及び第40条の規定を満たすことによりPFIクレジット(本節3で説明)を獲得することができるうことになる。

なお、この規定は、1998年3月に改正が行われ、現在の形になったが、今後も必要に応じて改正が行われる予定である。

(1) 基本原則

●純粋なリスク移転

公共部門、民間部門を問わず最も安価にリスクを管理できる部門にリスクが割り当てられていること

原則として、「設計」「建設」「資金調達」「運営」に関するリスクが民間部門に移転すること

●アウトプット仕様書

契約は、公共部門から求められるサービスのアウトプットを定めたものであること

例えば、住民に開放する施設の場合、求められるサービスは、(ピーク時及び平均の利用者数を定めた)収容能力、開館時間、室温そしてきれいさ等である(詳しくは付録アウトプット仕様書を参照)。

●契約期間に渡る資産活用

PFIにおいては、民間部門が長期間に渡り、施設を運用するリスクを負担するので、長期間当該資産を運営することを認識していること

●パフォーマンスに応じた報酬

PFIにおける支払いは、「単一利用料(unitary fee)」と呼ぶる契約に基づ

いた金額が支払われること

通常、この利用料は、「合意したアウトプットを提供するための資産の利用可能性」「達成されたアウトプットのレベル」「資産の利用量」の組み合わせになる。

(2) 規則第16条「民間資金による取り引き（Private Finance Transaction）」

この規定は、民間資金を公共事業に活用する際の要件を定めている。

その要件は次のとおり。

- 地方団体は、自らの権限を履行するために、又は自らの権限に関連して資産を提供し、またサービスを履行するために契約関係に入ること
- 契約は、地方団体から支払われる利用料を規定すること
- 利用料は、サービス・パフォーマンスの水準又は資産の利用可能性（又は両方）に基づくこと
- 利用料の支払いは、求めるサービスが提供されて初めて行われること
- 地方団体による資産の移転（一般的には土地）は、契約の一環として含むことができること。地方団体は、可能な限り利用料金を下げるための努力をすること。なお、資産の移転は、観念上の売却益を生ずるが、規定により未払い借入金の返済のために留保しなくてよいことになった。
- 助成金（lump sum payments）（ナショナル・ロタリー（宝くじ）補助金や寄付（developer contributions））によって、利用料の額を減少する可能性を探ること。ただしこの場合には、地方団体は契約構造テスト（規則第40条）の要件を満たすことが困難になることに留意すること。
- 地方団体は、資産及びサービスの提供から利益を受ける第三者から民間部門が得る収入があるかどうか検討し、利用料をなるべく低く押さえる交渉をすること
- 原則として、契約書では、民間部門の費用の増加又は第三者からの収入が予想を下回った場合において、それを反映させて利用料を増加するような事項を規定することはできないこと。ただし、物価上昇分や燃料費の上昇分等は、例外として扱えること。

(3) 規則第40条「契約構造テスト」

この規定は、主に、商業リスク（コマーシャル・リスク）が民間へ移転しているかどうかテストするための要件である。

その要件は、

- イニシャル・コスト1（初期費用＝総事業費）（満足できる最低限のレベルのパフォーマンスと最低レベルの資産活用を前提として積算される）は、100%のパフォーマンスと資産活用を前提としたイニシャル・コスト2の80%以下であること

つまり、契約上の支払額の少なくとも20%は、パフォーマンスや利用量に応じて減額されることを意味する。

イニシャル・コスト2（100%）	
イニシャル・コスト1 =最低支払額 (Minimum payment) (80%以下) (注) 契約の不履行がなく最低限度のサービス が提供された場合に支払う支払額	パフォーマンス又は利用 量に応じた支払い (20%以上)

別の表現を使うと、次のようになる。

- 最高のサービスレベルは下回るが、そのサービスレベルが許容範囲の場合には、改善されるまで、地方団体は著しく低い利用料を支払うこと
- 最低のサービスレベルを下回る場合には、契約の取り消し、または、利用料の支払いを停止すること、また、状況が改善されるまでは支払いを行わないこと

パフォーマンスのレベル		年間支払い額
基準を満たしている場合	最高レベル	100%
	許容範囲	契約で定めた額
	最低レベル	契約で定めた最低レベル（ただし80%以下）
基準を満たしていない場合	サービス提供開始前	基準を満たしたサービスが提供されるまで支払いをしない
	サービス提供開始後	支払い停止又は契約の取り消し

支払い割合とサービス水準の関係であるが、利用料の80%の支払は、必ずしもサービス水準が80%達成されているからというわけではなく、VFMを達成するために、例えば、85%や90%のサービス水準が確保されて、やっと80%の支払いが行われるというような定め方が必要である。

なお、現実の支払いメカニズムはより複雑で、標準サービスが提供されているかどうかチェックするための十分な監視体制も要求されている。

契約構造テストの例

DBFOスタイルの学校事業（民間部門は、通常授業のための校舎及び付随する施設の維持管理などを提供。また、その他に付隨して夜間授業のために同様のサービスを提供する場合。授業は地方団体が担当する）で、年間の利用料が100万ポンド、ただし、利用料はパフォーマンスレベルの低下に応じて減少する場合を想定してみる。なお、わかりやすくするために学期の日数を100日として計算している。

- (1) 1学期間で通常授業100日、夜間授業99～100日 → 支払額約100万
 (2) 1学期間で通常授業98～99日、夜間授業97～98日 → 支払額約90万
 (3) 全日クラスを提供できなかった日が1学期に1日あり、それが2学期続いた場合
 → 支払額約80万
 (4) 上記以上にレベルが低下した場合 → 契約の取り消しが可能となる（多くの場合、介入権（step-in）を行使し、事業出資者が新たなサービス提供者を任命する）。
- （出典 Example of the Contract Structure Test, Local Government and the Private Finance Initiative, an explanatory note on PFI and Public/Private Partnerships in local government）

2 PFIクレジット

資本財政規則によると、様々なリスク移転に応じて、柔軟な事業展開が可能としている。そして、PFIによる事業は、規則第16条及び第40条を満たすかどうかにより大きく次の二つに分類される。

- 契約構造テスト型事業（第16条及び第40条を満たしている）
- 非契約構造テスト型事業（第16条のみを満たしている）

規則第16条及び第40条の両方を満たす「契約構造テスト型事業」には、「観念上の起債許可（Notional Credit Approvals, NCAs）」が認められ、追加交付金の対象となる。この場合には、初期費用がないものとして取り扱われるので、クレジット・カバー（資本支出に充当される財源の総称）が必要なくなる。

特別な事情により第40条を満たすことはできない「非契約構造テスト型事業」については、「計上されない起債許可（Non-Scoring Credit Approvals, NSCAs）」が認められる。この場合には、手続き上は、通常の起債許可（normal Supplementary Credit Approvals, SCAs）が必要となるが、会計処理上は、現存する資本支出の財源を犠牲にしないで、資本財政規則によって必要とされているクレジット・カバーを得ることができる。また、NCAsの場合と同じく追加交付金の対象となる。

このNCAs及びNSCAsをあわせてPFIクレジットと呼んでいる。このPFIクレジットの承認を得るために、所管省庁やPRGの承認が必要となってくる。その承認手続きについては、次節「地方団体と政府からの補助金」で説明する。

第2節 地方団体と政府からの補助金

1 概要

地方団体がPFIによる事業を推進するために、中央政府は1997年11月に新たな補助金交付の手続きを定めている。これ以前では、地方団体は中央政府からの十分な補助金を得られる保証のないまま、PFIによる事業を展開しなければならなかつた。また、民間部門の応募者も、地方団体が補助金を受けられなかつた場合に、支払いが可能かどうか懐疑的になりながら事業提案をしなければならなかつた。さらに、国レベルでさえ、十分なノウハウがないPFIにおいて、地方団体レベルで、事業が商業的に成立するかどうか十分に企画できないのではないかという懸念もあつた。これらが、地方団体においてPFIによる事業が積極的に進まなかつた理由でもあつた。

そこで、地方団体におけるPFI事業が、調達手続きに入る前に、事業の商業的実施可能性を検証し、より効果的に事業を展開する必要性が認識されたのである。

具体的には、次の課題を克服するために、補助金交付のための枠組みが制定されている。

- (1) PFI調達手続きに入り、多くの経費を浪費する前に、地方団体の財源を確認すること
- (2) 民間部門を引きつけるために、中央政府からの補助があることを明確に示すこと
- (3) 各省庁が、事業の重点事項（優先順位）を明確化すること
- (4) 今後の事業のために、手続きを確立し、それを継続的に運用するために、地方団体の事業の進捗状況をチェックする手続きを確立すること
- (5) 地方団体の事業を展開するために、4Psの役割を明確にすること。また、大蔵省タスクフォースは、事業の商業的側面をアドバイスするための機能を充実させること

2 事業承認のための要件

地方団体が、政府から補助金の交付を受けようとする場合には、PFIクレジット（NCA又はNSCA）を獲得しなければならない。このPFIクレジットは所定の承認手続きの後に所管省庁から発行されることになる。

中央政府からの補助金の交付を求める場合には、まず、次の4つの一般的な要件を満たさなければならない。

- (1) VFM

(2) 資本財政規則 (Capital Finance Regulation) の要件

特に規則第16条及び第40条を満たしていること。ただし、第40条の契約構造テストにおけるリスク移転の要件を満たさなくても、補助金の交付を受けることが可能である。

(3) 省庁の優先基準

各省庁ごとに、優先基準を設定しており、その基準を満たさなければならない。この基準は、政策の変更により変更されることがある。最初の基準は、1997年12月9日にすべての地方団体に通知されており、その概要については、第3節省庁別優先基準のとおり。

(4) PRGによる事業評価基準

最も新しい評価基準は1997年11月19日に発表されている（3（3）「PRGによるヒアリング及び調整」を参照）。

3 PRGから承認を受けるための手続き

(1) 地方団体が事業計画概要書を所管省庁へ提出

所管省庁から追加補助金（PF1の場合には、地方交付金）の交付を求める場合には、4Psと協力して、事業内容を精査し、必要な書類（事業計画概要書）を所管省庁に提出する。この段階においては、まだ事業内容を完全に固めなくても良いことになっている

(2) 所管省庁による評価

所管省庁は、先に定めた基準に従い、予算の範囲内で、PRGに推薦する事業を決定する。推薦をする際には、PRGから承認される見通しがある事業のみを推薦することとしており、省庁別の基準を満たしているほかに、PRGの基準に合致するかどうかも評価しなければならない。

評価項目

- 経済面について検討されているか
- 適切な比較指標（コンパレーター）が使用されているか
- 市場原理に基づいた健全な調達手続きであるか
- VFMを実現するか

(3) PRGによるヒアリング及び調整

PRGは、必要に応じて所管省庁や4Ps、そして地方団体にヒアリングを行い、

事業内容を確認する。

PRGの評価基準を満たし、かつ、すぐに調達手続きに入れるほど十分に事業内容が煮詰まっており、遅滞なく財政面の結論が出ると思われる場合に、PRGは事業を承認する。

PRGは、商業面のチェックを中心に行う。項目は次のとおりである。

- 財政面での実施可能性 (Affordability)
- アウトプット仕様書 (Output Specification)
- リスク配分 (Risk Allocation)
- （支払い面での）信用力 (Indication of Bankability)
- 主な契約条項 (Key Terms and Conditions)
- 適切な比較指標（コンパレーター）の使用 (use of Appropriate Comparators)
- アドバイザーの適任性 (Suitability of Proposed Advisers)
- スケジュール (Indicative Timetable)
- プロジェクト・チーム (Project Team)
- 関係者の関与 (Commitment of Sponsors/Users)
- 適切な手続き (Statutory Processes)

なお、事業評価を行う場合には、公式のPRGの会合の他に、非公式に、タスクフォース、所管省庁、地方団体及び4Psの実務家レベルで調整が行われるのが普通である。

(4) 事業承認リストへの掲載

PRGにより承認された事業はリストに掲載され公表される。

(5) 調達手続きの開始

事業承認が終わると、地方団体は、調達手続きに入る（具体的にはOJECへの公告）。

大蔵省タスクフォースが重要事業 (Significant Project) と認めた事業については、引き続きタスクフォースの協力があり、よりよいモデル作りをすることになる。

(6) 新たな事業承認及び進捗状況の確認

PRGの会合においては、新たな事業の承認とともに、承認済みの事業については進捗状況の確認がある。ここで具体的に事業を進めていく上で問題となつた教訓や有益な情報等は、4Psや所管省庁を通じて他の地方団体に情報提供されることになる。

4 PFIクレジットに関する国からの承認通知類

(1) PRG事業承認通知

PRGにより事業が承認されると、PRGから地方団体にPRG事業承認通知が通知される。

(2) 支払い約束通知

PRGによる事業承認の後、PFIクレジットの概算額が地方団体と所管省庁との間で合意される。

この時点では、まだ契約が締結されていないので、最終的にPFIクレジットがいくら必要とされるか正確な額を算定することは不可能である。そこで、その後の事情で費用が増加することも考えられるが、そのような場合には、PFIクレジットを自動的に増加させることは原則として認められない。

例えば、実際に入札をした結果実際の落札金額がPFIクレジットを上回る場合のように、当初合意したPFIクレジットを上回る場合には、増加した合理的な理由や補助金を増加することによりVFMを達成できることを立証しなければならない。また、PFIクレジットを増加するかどうかは、政府が当初計画しているPFIクレジットの総額とのかねあいや、PRGの再承認があって初めて認められることになる。もし、再承認が得られない場合には、地方団体は、事業の財政的な実施可能性を再度検討しなければならない。

調達手続きが進み、総事業費が実際の入札費用に基づいてPFIクレジットと比較できるようになると、所管省庁から支払い約束通知(Promissory Note)が通知される。

これは、最も望ましい入札者(preferred bidder)が選定されてから行われるのが通例である。地方団体は、所管省庁に入札評価過程の結果(入札事業に基づく費用総額)やその他所管省庁から提出を求められた書類を提出しなければならない。

(3) PFIクレジット確定通知

契約が締結されると、PFIクレジット確定通知(NCA s又はNSCA)が所管省庁から通知される。地方団体は、この通知に基づき補助金の交付を受けることが可能となる。

5 PRG承認の効果

承認事業をリストとして発表することにより、民間部門は、当該事業に対して国からの補助がある可能性があることを把握できる。

6 PFIクレジットの総額

各省庁は、効果的にPFI事業を進めるために、重点事項を定め、地方団体のどのような事業をPFIとして認め補助金の対象とするか決定するための優先基準を設定し、地方団体へ交付すべきPFIクレジットの総額を積算する。

大蔵省は、それに基づき、各省庁ごとに各年度ごとのPFIクレジット総額を割り当てを行う。

大蔵省はイングランドにおける今後のPFIクレジットの省庁別割り当てを、各省庁との個別協議により決定している。

1997/98年度から1999/2000年度までの各年度の省庁ごとの割り当ては次の表のとおり。

また、2000/01年度および2001/02年度においては、まだ省庁ごとの配分は決定していないが、総額として8億ポンドずつ確保される。

表7 PFIクレジット確証別割り当て (単位 百万ポンド)

	1997/98 (実値)	1998/99 (配分)	1999/00 (配分)	2000/01	2001/02
環境運輸 地域省	149	200	250	—	—
教育雇用省	22	130	350	—	—
内務省	41	80	100	—	—
保健省	37	30	30	—	—
大法官府	0	60	70	—	—
合計	250	500	800	800	800

7 補助金の種類及び額

(1) 地方交付金

PFIによる事業への補助金は、原則として、日本の地方交付税交付金にあたる地方交付金 (Revenue Support Grant、 RSG) として交付される。しかし、初年度においては、手続き上の関係から、特別補助金 (Special Grant) として補助されるが、補助率は、地方交付金と同じである。

地方交付金は、標準支出査定額 (Standard Spending Assessment、 SSA) に基づいて交付される。このSSAへの積算については、PFIクレジットは通常の起債許可の場合と同様に扱われる。

(2) 補助額

補助額は、PFIクレジットの額による。補助の目的は、民間部門が投資した社会資本整備に関する支払いのためのものであり、契約総額とは一致してこない。なぜなら、経常支出に関連する支出については、既に通常のSSAを通じて補助されていると見なされているからである。

そこで、PFIクレジットを計算する際には、次の二つの方法がある。

●民間部門によって社会資本投資される純現在価額（NPV, Net Present Value）

実額又は見込額に基づくもの

●利用料に占める経常支出見なし額を減額するという方法により契約総額を減額するという、経常支出相当減額分（revenue abatement）に基づくもの（例 新たな道路事業については、経常支出相当減額分を30%とする。つまり、PFIクレジットは契約総額の70%）

2つ目の方法は、現在建物の建て替えや道路事業にしか使われていないが、今後この方法による計算が増加する傾向にある。

(3) 交付時期

PFI事業への補助は、初年度に全額が交付されるのではなく、長期間に渡り分割して交付され、しかも交付額は年々減少することになる。さらに、受領期間は、実際の契約期間よりも長期に渡ることになる。

中央政府からの交付金と実際の利用料の額との差額のための財源は、地方団体が捻出しなければならない。そこで、計画の早期段階で、地方団体は、その差額をどのように埋めるのかPSや所管省庁と協議し、財政的な実施可能性を確認しておかなければならない。

契約締結（PFIクレジットが発行される時）とサービス提供開始（支払い開始の時）の間に大きなずれがある場合には、補助金の額は実質減額されることになる。1年の遅れで、PFIクレジットは純現在価額を計算するために使用した割引率（Discount Rate）分だけ減額されることになる。

地方団体のPFI事業においては、中央政府から毎年支払われる追加交付金を計算するために使われた利率は、契約締結の年の利率に固定化される。これは、通常の借入の手続きとは異なった取り扱いである。この理由は、PFIの場合、民間部門が資金調達するための費用は、契約締結時に固定化される傾向があるからである。

(4) 特別補助金

PFIによる事業への補助金は、原則として、地方交付金（RG）として交付される。しかし、年度途中から利用料を支払い始める場合など、初年度においては手続き上の関係から、特別補助金（Special Grant）として補助されるが、補助率は、地方交付金と同じである。

特別補助金は、環境運輸地域省が、関連省庁と協議の上、年間予算を管理執行する。

原則として、初年度に特別補助金が活用され、翌年度からは、社会資本SSAに適切な追加分を上乗せした地方交付金によって補助金が交付されるが、年度後半からサービス提供が開始される場合には、翌年度の地方交付金の手続きが間に合わない。その場合には、翌年度も引き続き特別補助金で対応し、3年目から地方交付金対応となる。

8 承認の対象

この手続きは、イングランドにおいての記述である。また、あくまでも中央政府からの補助を必要としている事業についての手続きであり、特に国からの補助金を必要としない場合には、PRGの承認は必要ないことになっている。

9 その他

(1) PRGによる承認事業数

1998年12月3日現在で、PRGから承認を受けた地方団体の事業数については、表8のとおり。また、事業一覧については、付録のとおり。

表8 PRG承認事業数

所管省庁	97年	98年	98年	98年	98年	合計
	12月	2月	6月	8月	12月	
環境運輸地域省	7事業	8事業	3事業	5事業	6事業	29事業
教育雇用省	1事業	10事業	3事業	8事業	11事業	33事業
保健省	5事業	0	0	0	2事業	7事業
内務省	5事業	2事業	3事業	2事業	2事業	14事業
大法官省	1事業	3事業	0	0	0	4事業
合計	19事業	23事業	9事業	15事業	21事業	87事業

(2) PRG会合の回数等

1999年においては、PRGの会合は、3月、6月、9月に開催される予定である。事業計画概要書提出の締め切りは次のとおり。

	提出締め切り	PRG会合	承認予定日
第1回	3月5日	3月8日	4月19日
第2回	6月4日	6月7日	7月19日
第3回	9月10日	9月13日	10月25日

表9 P R G の基準項目及びその具体的な項目例

チェック項目	具体例
財政面での実施可能性 (Affordability)	<ul style="list-style-type: none"> ・ PFIによる支払い方法を認識していること ・ 中央政府からの追加補助金や資本売却益、第三者からの収入といった追加収入など、地方団体のすべての財源を考慮に入れて、契約全期間に渡り支払い可能であること ・ 地方議員、トップレベルの職員及び予算管理者によって、予算に与える影響を十分に分析し、承認されていること
アウトプット仕様書 (Output Specification)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産やサービス提供方法を定義したものではなく、求めるサービスのアウトプットを規定していること ・ 効率的及び革新的アイデアを取り入れられるように、サービスの規定は概括的な要件であること ・ 従来の手法により事業を進めた場合と比較し、よりVFMを達成できるレベルの仕様書であること
リスク配分 (Risk Allocation)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画に起因する予見可能なすべてのリスクが認識されており、第1次的なリスク配分が行われていること ・ 第1次的なリスク配分において、「設計」「建設」「資金調達」そして「運営」に関連する主なリスクが民間部門に移転していること。また、「利用量」「残余価値」「技術革新及び技術退行」そして「法制度改正」に関するリスクが適切に配分されていること
(支払い面での) 信用力 (Indication of Bankability)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業的な利益が認められること ・ 契約に基づいた支払い（利用料）のための財源確保が確実なこと ・ 資産の売却や当該資産を第三者に貸し出すことから生じる収入など、収入を生み出すためのすべての事項が検討されていること
主な契約条項 (Key Terms and Conditions)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業的及び法的事項について雑形に沿っていること ・ 契約条項の見出し又は契約書の概要が作成されていること ・ リスク配分を反映した支払い構造であること
適切な（比較指標）コンパレーターの使用 (use of Appropriate Comparators)	<ul style="list-style-type: none"> ・ PFIによる仕様書と同じアウトプットを達成するためのPSCが必要かどうか十分検討されていること ・ PSCが必要な場合 <ul style="list-style-type: none"> 基礎事業及び直接的な費用が認識されているか 移転されるべきリスクがどのように評価されたか ・ PSCが必要ない場合 <ul style="list-style-type: none"> 従来の手法をコンパレーターとした場合に、それと比較した結果等、VFMが達成されると認識されたアプローチ及びその理由 事業が実施されなかった場合にかかる費用が認識されているか

表9 PRGの基準項目及びその具体的な項目例（続き）

チェック項目	具体例
アドバイザーの適任性 (Suitability of Proposed Advisers)	<ul style="list-style-type: none"> 十分な経験を有する法律面・財政面・技術面で、適切でVFMなアドバイザーを予定していること 過度な秘密主義や著作権の問題に縛られない、教訓等を共有する意欲があるアドバイザーであること アドバイザーの業績を定期的に評価する予定であること
スケジュール (Indicative Timetable)	<ul style="list-style-type: none"> スケジュールが準備されていること VFMを達成するために必要最小限度の調達過程であること ECオフィシャル・ジャーナルでの公告から完成まで現実的なスケジュールであること
プロジェクト・チーム (Project Team)	<ul style="list-style-type: none"> 事業運営の経験について アドバイザー又は組織内の職員を活用して、十分な技術及び経験があること 4Ps、所管省庁、タスクフォースと密接な関係があること
関係者の関与 (Commitment of Sponsors/Users)	<ul style="list-style-type: none"> 地方議員、部局長レベルの職員、また、場合により、学校理事会の理事長といった、主な関係者から支持を得られる見込みのあること。また、他の利害関係者（機関）から協力を得られる可能性のあること
適切な手続き (Statutory Processes)	<ul style="list-style-type: none"> 計画許可の取得や公聴会の実施といった法律上要求される手続きを踏むこと

（出典 Examples of Project Assessment Considerations, The New Framework for Local Authority PFI Projects, 19 November 1997, Treasury Taskforce）

第3節 省庁別優先基準

各省庁ごとの優先基準は「Department Prioritisation Criteria for Local Authority PFI Projects (1997年12月9日に発表)」によると、次のとおり。

1 環境運輸地域省

環境運輸地域省の所管する事業においては、資本財政規則 (Capital Finance Regulations) の基準を満たすほかに次の2つの基準を満たさなければならない。

なお、PFIクレジット申請のために、新たな資料作成は必要なく、多くの場合、既存の資料のコピーで足りること（例 事業実施方法の要約など）としている。

また、文化メディア・スポーツ省の事業も、同省に定められた基準を使用することになる。

(1) すべての事業に求められる一般的な基準

- PRGによる承認基準を満たすこと
- 事業のもたらす影響（経済再開発の効果、サービスの向上など）を評価していること。また利害関係者と協議を十分にしていること
- 事業が効果的に実施され、エネルギー効率（例 暖房）が向上し、環境に与える影響が減少すること（環境に優しい事業であること）
- 現在の資産の交換や質の向上のために民間から資本が導入される事業であること

(2) 事業に特有な基準

(ア) 住宅事業

公共住宅補助金 (Social Housing Grant) のベンチマークの結果、VFMな事業であること

地方団体の住宅政策上、必要であること

(イ) 交通

一般的要件

- 公共交通手段、自転車及び歩行者を含んだ総合的な交通システムの一つであること
- 地域の計画政策に適合していること
- 大気汚染対策及び交通量の減少が期待できること
- 事業目的から判断し、事業規模及び費用が過大にならないこと。地方団体は、大規模な事業を提案する場合には、それを正当化するだけの理由（効果）を説

明する必要がある。

- 環境アセスメント（騒音、振動、大気汚染、環境保護、遺産保護、その他）

特別な要件

●公共交通機関事業

自家用車からの公共交通機関の利用を促進する事業であること

歩行困難者への必要な配慮がなされていること

費用と効果の分析について

●道路事業

費用と効果の分析について

地域の分断がないこと、または最小限に押さえられていること

●その他の事業

費用の積算及び利益を十分に検証していること

(ウ) インフォメーション・テクノロジー

新しいテクノロジーを最大限に活用することにより、業務が改善される根拠

(エ) ゴミ処理

環境面の十分な配慮、特に、ゴミの効果的な活用といった総合的な対策が十分に検討されて提案であること

(オ) 図書館

●総合的かつ効果的で、法的義務を満たした図書館であること

●図書館計画に沿ったものであること

●既存のサービスや施設を充実させるものであること

●現在の需要及び今後の傾向を見込んでいること

(カ) 博物館・美術館

●収集品（コレクション）や施設運営の点で費用対効果の高いこと

●収集品が見やすく、また解説が分かりやすいこと

●関係する法令の要件を満たすこと

(キ) スポーツ

●地域住民の活性化や社会的差別等をなくす手段として、地方団体の政策の一環であること（例 犯罪の減少を目的とする計画）

●地域の需要を満たしていること。また、英国スポーツ・カウンシル（English Sports Council）の地域事務所の支持を得ていること

- 一般の人が、又は特定のグループ（身体障害者、少数民族、女性、地元のクラブなど）がスポーツへ積極的に参加できるようになり、地域にメリットがあること。才能のある人材を育成すること、又は、イベントを誘致すること
- 明確かつ現実的で数値で評価できる目標を掲げたスポーツ計画に位置づけられていること（例　何月何日までに、何人参加者を増加させることを目標とする）。

2 教育雇用省

対象 最重要課題である校舎、設備及びサービスの向上を目的とした学校事業

- (1) 教育水準を向上させるとともに、校舎の建設及び施設の向上の緊急に必要であること。
 - 差し迫った校舎不足を解消するものであること
 - 維持管理、補修、校舎の建て替え、光熱の供給、そして校庭の管理の面で、費用対効果の高いものであること
 - 学校施設の提供について費用対効果の高いこと
- (2) PFIクレジットの水準を引き下げるために追加財源を獲得するか、費用総額を減少するなどして、VFMを達成できる事業であること
 - 教育委員会及び学校の財源及び資産を活用する
 - 効果的な費用削減をする
 - 施設およびサービスの二重使用
 - 事業の効果的なグループ化
- (3) PFI事業が、次の点により、今後のPFI事業の参考となること
 - 事業を進めるに当たり、革新的であること
 - 応用しやすい事業であること
 - 可能な限り他の事業の経験を活用していること

VFM承認のためのポイント

当該事業がVFMであるかどうか判断する際に、次の点をチェックすることになる。

- (4) VFMの分析をするに当たり、それが現実的な事業実施方法かどうか、「事業を実施しない」という選択肢を含んで検討した上で、PSCを作成しているかどうか
- (5) 総事業費を削減するために、適切な段階を経由しているか、地方団体は次の点

を考慮しなければならない。

- 教育雇用省により発行されているガイドライン
- 従来の手法を使った校舎購入に関する基準

3 保健省

(1) 目的

保健省は、高品質で、費用対効果の高いサービスを提供することにある。そこで、様々なパブリック・プライベート・パートナーシップによる事業を促進するが、PFIによる事業は数を制限することとなる。

(2) 対象

新たなPFIによる事業の対象を「社会的除外」のための事業とする。また、5年後あるいは10年後に当該サービスの必要性が減少した場合に、社会資本を柔軟に活用できるような事業提案を必要としている。

1998/99年度においては、3千万ポンドのPFIクレジットが配分されているので、それを有効活用するために、平均して5百万ポンド規模の事業を想定しているが、その規模を上回る場合にも、承認の可能性はある。

4 内務省

(1) 消防

消防関連事業については、消防庁の審査に基づいて決定される。その際には、消防法に定められた消防団体(Fire Authorities)の法的義務が要件となる。その根拠となる法律は次のとおり。

- 消防のための規定を設けていること。特に消防隊に求められる通常の要件を満たしていること
- すべての消防隊員が、十分に訓練され、装備を供給されていること
- 火災警報が的確に伝わり、それを迅速に処理できること
- 火災予防のためのアドバイスとガイドラインを提供すること

(2) 警察

公共の福祉のために資本投資が必要な場合には、PFIによる方法を検討することが奨励されている。各事業は、次の基準により選定されることになる。

(ア) 事業の実施可能性の調査

- 運営に力点が置かれていること（警察の年間計画及び内務省の要求と一致していること）

● VFM

- 警察団体 (Police Authority) の関与
- 財政的に事業が実施可能であること (PSCの見積もりを含む)

(イ) 警察庁 (Her Majesty's Inspectorate of Constabulary) 審議を経ていること

(ウ) 応用できること

(エ) 適切なスケジュールが示されていること

(3) 保護観察サービス (Probation Services)

保護観察サービス事業については、所定のガイドの他に、PFIにおいては、次の基準を満たさなければならない。

● 施設の不足

- (衛生、安全、消防、障害者への配慮といった) 法律に違反していないこと
- 政策と一致していること
- 安全面の向上
- 効率性を向上するために施設の統合や合理化
- 既存施設の明け渡し

5 大法官府

大法官府においては、国民の権利を確保し義務を遂行するために、必要な法的サービスを提供することにある。そこで、裁判所の建物の機能を向上させ、必要な需要を満たすことが必要である。

大法官府は、裁判所の設計ガイドに沿った機能面の要求を満たす施設を提供するようなPFIによる新たな裁判所の設置を支援する。

その際の基準は、次のとおり。

- 既存施設の保有期間の保証
- 既存施設の構造的・機械的・電気施設について
- 新たな法定を緊急に必要とする理由
- 既存施設の安全面での欠陥
- 諮問室の不足
- 証言人待合室の不足
- 障害者のための施設の不足
- 職員のための施設及びその他の付随する施設の不足
- 明確に定義された事業計画の存在
- 地方団体からの援助を取り付けていること

第4節 地方団体の民間企業への関与とジョイント・ベンチャー・カンパニー

中央政府は、地方団体がPFIを採用する場合には、主にDBFOスタイルを奨励しているが、それをもってPFIの他のスタイルやPFI以外の手法を否定しているわけではない。現在は、地域住民、地域企業、そして、地域の任意団体とパートナーシップによって、よりよいサービスを提供するように奨励している。

期間の限られた事業やサービスを提供するために、地方団体が一部事業出資しているジョイント・ベンチャー・カンパニー（JVC）と呼ばれる形態もその一つといわれている。このJVCは、契約を通じて、地方団体とJVCとが利益を共有することができる。

1 類型

このJVCは、地方団体の影響力（主に株式の占有率）に応じて、規制対象企業（regulated companies）、少数株式企業（minority interest）、影響型企業（influenced）（民間主導型、公共主導型）に分類される。

分類	株式占有率	地方自治体（企業）規則	備考
規制対象企業	50%超	適用される	—
少数株式企業	20%未満	適用されない	民間企業として取り扱われる
影響型企業	20%～50% (但し、企業の50%以上の取引に対して公共部門が責任を有するか、市場評価額以下で公共部門から取得した土地の上に所在する場合)	公共主導型（公共部門が実質的な権限を有する場合）には、適用される。	

2 地方自治体（企業）規則（The Local Authorities（Companies）Order 1995）

地方団体が関与するJVCには、地方自治体（企業）規則が適用される場合がある。この規則は、上記分類の中では、規制対象企業及び公共主導型の影響型企業に適用されることになる。

特に規制対象企業に対しては、資産の売却等を行った場合には、あたかも出資元である地方団体が資産売却を行ったかのように取り扱われることになる（資本財政規則が適用される）。

具体的には、規制対象企業が借り入れを行おうとする場合、その額を地方団体が借入をしたかのように、地方団体の資本会計に計上される。そこで、地方団体は、起債許可を得るか、売却益を留保した上で、留保外資本売却益を充当することになっていた。

3 地方自治体（企業）規則と資本財政規則の改正

しかし、1998年9月1日の資本財政規則の改正により、取り扱いが緩和され、資産売却をした場合にも、原則として、売却益を留保しなくてよくなっている。

また、地方団体が住宅資産以外の資産を会社に譲渡し、その見返りとして現金や株式を受け取った場合にも、売却益を留保しなくてよいことになった。さらに、次に掲げる会社の株式売却の際には、負債償還のために75%留保しなければならなかつたが、今後はその留保をしなくてよくなっている。

- 公共交通バス会社
- 空港関連会社
- 教育関連会社、職業斡旋会社
- 娯楽施設関連会社
- ゴミ処理会社
- 住宅資産以外の会社（1988年3月10日以前に購入、又は、1990年3月31日以降に経済開発目的で購入された株式）

4 JVCとPFI

地方団体が株式を有するJVCが、PFIの応募者となってはいけない法的根拠は特に見あたらない。しかし、規制対象企業のように、地方団体が資本の多くを出資していると、契約構造テストに耐えられず、結果として地方団体がPFIクレジットを得ることが困難になる。そこで、実際には、地方団体の持ち株が20%未満の少数株式企業(minority interest)がPFIの請負企業となる可能性が考えられる。

第5節 DSO／DLOとPFI

法律等で定められた一定の行政サービスについて、地方自治体に対して入札による民間との競争を義務づけ、民間部門または地方団体直営の機関（DSO（Direct Service Organisation）／DLO（Direct Labour Organisation））いずれでも、落札したものが、その行政サービスを実施するという強制競争入札制度（Compulsory Competitive Tendering, CCT）がある。

地方団体内には、DSO（Direct Service Organisation）／DLO（Direct Labour Organisation）という直営の機関が存在している場合がある。

PFIによる事業に、DSO／DLOを関連させて行うことも可能であるといわれている。

前提としては、DSO／DLOによって事業を行う方がVFMを達成できる場合で、事業計画の早期段階で、「PFIによる事業分野からDSO／DLOによる事業分野を除外し、サービス分野を特定する」か、または、「PFIによる事業内容の一部をイン・ハウスで行うサービス分野を明確」にしなければならない。

しかし、PFIの原則であるリスクの移転やVFMといったものをゆがめてしまつてはいけない。DSO／DLOは、公共部門と一体と考えられるので、資産の提供や維持管理に関するサービスが公共部門内で行われると、運営に関するリスク等が十分に民間部門に移転しているとは考えにくくなる。

そこで、資本財政規則に基づき、契約構造テストに耐え、（十分にリスクが民間部門に移転し）、しかも、DSO／DLOをからめない場合よりもVFMを達成するということが証明できなければならない。

直営事業組織（Direct Labour Organisation、DLO）

地方自治体によって設立された組織で、建設や修繕作業に従事する。

直営サービス組織（Direct Service Organisation、DSO）

地方団体によって設立された組織で、強制競争入札の対象となるサービスを提供する。

DSO／DLOが従来行っていた業務をPFIにより民間部門が行うことになる場合には、職員の身分保障が問題となる。DSO／DLO職員の身分保障については、次のとおり取り扱われることになる。

「EUは、企業、経営または経営の一部が譲渡された際に労働者の既得の権利を保護するために、既得権指令（EC Acquired Rights Directive）を1997年に指示している。これは、企業、経営、経営の一部が譲渡された時点で存在している労働契約または労働契約から生ずる権利義務は、譲受人に移転されなければならない旨定めている。この指令を受けて、英国では、1981年企業譲渡（雇用保護）規則（The Transfer of Undertakings (Protection of Employment) Regulations 1981, TUP

E) を定めて」いる。したがって、PFIにより「民間などの事業者に業務が落札された場合、…中略…、当該の部局の公務員は解雇されるのが普通であるが、解雇された場合、当該業務を落札した事業者は、解雇された公務員を原則として同一の労働条件で雇用しなければならない」（自治体国際化フォーラム別冊「英国の地方財政の動向」1998年）。